

令和 8 年度新潟県入札監視委員会第 1 回定例会議 議事概要・要旨

開催日時	令和 8 年 7 月 28 日(火) 9:30～12:00					
場所	新潟県自治会館別館 3 階 第 1 研修室					
委員 (敬称略、五十音順) ◎委員長 ○委員長代理	◎ 阿部 和久 (国立大学法人新潟大学 社会連携推進機構 副機構長) 出席 上野 美紗 (上野住宅建材(株) 常務取締役) 出席 ○ 小田 将之 (青山法律事務所 弁護士) 出席 唐橋 浩輔 (第四北越リサーチ&コンサルティング(株) 代表取締役社長) 出席 佐藤 清子 (柏崎市消費者協会 相談役) 出席 高橋 清 ((公社)新潟県建築士会 理事) 出席 玉木 尚子 (社会保険労務士法人たまき事務所 特定社会保険労務士) 出席 塚本 由美子 (塚本由美子税理士事務所 税理士) 出席					
県出席者	(事務局) 土木部長、土木部副部長、土木部監理課建設業室長 (説明所属) 三条地域整備部長、発電管理センター所長、長岡地域整備部長、十日町地域整備部長、魚沼農林振興部副部長、上越東維持管理事務所長、佐渡農林水産部副部長					
審議対象期間	令和 7 年 12 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日					
会議次第	1 開会 2 委員長あいさつ 3 議事 (1) 入札及び契約手続の運用状況等報告 (2) 抽出事案にかかる審議 ア 抽出結果報告 イ 抽出事案の審議 (3) 会議のまとめ 4 次回会議について 5 閉会					
抽出事案	7 件					
入札方式	工事名	工事種別	契約金額 (税込、千円単位)	請負業者	課 (事務所)	落札率
一般競争入札 (制限付き)	経営体育成基盤整備事業 伊米ヶ崎中央 2 期 伊米ヶ 崎中央 2 期地区第 16 次工事	土木一式	115,500	(株) 桑原組	魚沼農業 振興部	97.48%
指名競争入札	㊦ 289 号(東太田拡幅)道 路改良工事	土木一式	31,669	(有) 川島組	三条地域 整備部	91.83%
	(都) 見附下新町線 さく 井 工事	さく井	20,328	越後交通工業 (株)	長岡地域 整備部	91.21%
	下沢川大規模特定砂防(砂 防)補正 砂防堰堤 工事	土木一式	55,297	(株) 三高土木	十日町地 域整備部	96.99%
	一級河川飯田川 7 年災河 川災害復旧工事	土木一式	55,880	(株) 牧建設	上越地域 整備部 (上越東 維持管理 事務所)	96.21%

		県営地すべり対策事業・離島（防止工事・2号）赤泊二期 蒔場区域第7－1次地質調査業務委託	地質調査	8,877	日特建設（株）	佐渡農林水産振興部	91.08%
	随意契約	猿田発電所 2号水車発電機制御装置更新工事	電気	242,165	（株）明電舎	企業局発電管理センター	96.40%
委員からの意見質問、それに対する回答等			別紙のとおり				

委員からの意見質問、それに対する回答等

意見・質問	回答
議事(1) 入札及び契約手続の運用状況等報告 ○運用状況等報告 ・ 指名停止措置までに、要件の発生から3年経過しているものがある。 ・ 業者側が契約を辞退した場合、違約金は発生するのか。 ・ 談合情報に関する資料について、委員が資料のみで内容を理解できるようにしてほしい。重要な資料であるため、説明をより充実させるよう要望する。	・ 当該事案は、県で覚知した後に調査を実施し、対応したものである。 ・ 当該事案については、契約締結前に業者が契約を受諾しなかったため、契約違約金は発生していない。
議事(2) 抽出事案にかかる審議 ア 抽出結果報告 委員から抽出理由等について説明。各事案の抽出理由は下記イに記載の工事名後ろ【】書きのとおり。 イ 抽出事案の審議 1 日289号（東太田拡幅）道路改良工事（三条地域振興局地域整備部） 【抽出理由：13者中2者最低制限価格未滿、同額くじ引きによる落札決定、工事費内訳書確認実施】 ・ 指名の地理的条件として「燕市」以外も設定されているが、実際の指名業者はすべて燕市の業者であった。燕市以外の地域を条件に含めた理由は何か。 ・ 燕市の業者だけで必要数を確保できなかった場合、近隣市町村の業者が選定される可能性はあったのか。 ・ 同額入札が発生したのは、各社が同じ積算ソフトを使用していたためか。また、一部費用を適切に計上していた場合、全社が同額となる可能性も	・ 工事現場が燕市内であったため、まずは地元の燕市業者を優先して選定した。その結果、選定業者がすべて燕市の業者となった。一次選定では、対象となる業者を幅広く確保するため、現場に近接する市町村の業者も候補に含めていた。 ・ そのとおり。燕市の業者だけで必要数を確保できなかった場合は、近隣市町村の業者も選定対象となる可能性があった。 ・ 各社が同じ積算ソフトを使用していたかは確認していないため、不明。最低制限価格以下となった2社については、一部費用を計上していなかった

意見・質問	回答
あったのか。 指名業者の選定において、標準指名数の確保、地元企業への機会提供、新規業者の参入など、何を最も重視しているのか。	たのではなく、県の積算単価より低い単価で算定していた。県が公表している歩掛りや設計単価のとおり入力すれば、県の積算額に近い金額となるため、同額又は近い金額になる可能性はある。 工事のランクごとに標準指名数が定められており、まずはその基準に基づいて必要な業者数を確保することを基本としている。
2 猿田発電所 2号水車発電機制御装置更新工事（企業局発電管理センター） 【抽出理由：災害以外の随意契約】 - 随意契約の理由としている「価格面において競争入札に付することが不利になるため」とは、誰にとって不利になるという意味なのか。 - 随意契約における契約価格の妥当性は、どのように確認したのか。 - 大きな金額の契約であるため、本来は競争入札を実施し、不調となった場合に随意契約へ移行することが基本であり、その原則はできるだけ維持した方がよい。	- 地方公営企業法施行令に規定されている文言をそのまま引用したものである。施工中の工事と関連する工事であるため、競争入札に付するよりも随意契約による方が適切と認められる場合に該当すると判断した。 - 数年前に発注した「1号水車発電機制御装置更新工事」の実績価格を基準として比較し、物価上昇等も考慮した上で、大きな乖離がないことを確認し、契約価格は妥当であると判断した。
3 （都）見附下新町線 さく井 工事（長岡地域振興局地域整備部） 【抽出理由：同額くじ引きによる落札決定、工事費内訳書確認実施】 入札額や工事費内訳書の各費目費がほぼ同一金額であるにもかかわらず、工事費内訳確認結果表の「複数者による同一金額、酷似金額がない」の欄が「○」となっているのはなぜか。	同額入札は事実としてあったが、直接工事費は公表されている歩掛りや単価から推定することが容易であり、最低制限価格の算定式も公表されているため、各社が同様の計算を行えば同額とな

意見・質問	回答
- 客観的には同額入札が存在するため、判定を「×」とした上で、備考欄に理由を記載した方が正確ではないか。 - 複数者が同額となった場合、どのようにくじ引きによって落札者を決定しているのか。 - 今回工事と前年度の同種工事の落札業者が同じ業者であるが、前年度もくじ引きによって決定したのか。 - 同じ業者が繰り返し落札するのは、確率的に低く、不自然ではないか。	ることは十分にあり得る。そのため、問題があるとは判断しなかった。 - 電子入札システムにより自動的に実施している。各社が事前に入力した3桁のくじ番号と、入札時刻のミリ秒単位の3桁の数字を用いてシステムが自動計算し、落札者を無作為に決定する。 - 前年度も同様にくじ引きによって落札者を決定しており、結果として今回と同じ業者が落札していた。偶然によるものと考えている。 - くじ引きは電子入札システムによる無作為抽選であり、人為的な介入はなく、入札の早さも落札者の決定には影響しない。ランダムな数字の組み合わせにより落札者が決定される仕組みとなっている。
4 下沢川大規模特定砂防（砂防）補正 砂防堰堤工事（十日町地域振興局地域整備部） 【抽出理由：工事費内訳書確認実施】 - 複数年にわたり同じ業者が受注している理由は何か。 - 工事単価や積算方法が公表されている状況で、長期間にわたって同じ業者が受注していると、外形的には受注者があらかじめ調整されているのではないかと疑念を持たれる可能性がある。入札の公正性の観点から疑義が生じる場合には、調査や改善が必要であると考ええる。	砂防堰堤工事は専門性が高く、落札業者は施工実績や技術力を有しているほか、施工地に近い地元業者でもあるため、保有機械や人員体制の面で有利な状況にある。そのため、低価格で応札できているものと考えている。

意見・質問	回答
・ 積算方法が標準化されているのであれば、技術力だけでなく、受注意欲などによって他社が落札する可能性もあるか。 ・ 入札額が 10 万円刻みで規則的に並んでいるが、不自然ではないか。 ・ 工事費内訳確認結果表に、そのような状況が生じた理由についても記載することで透明性を高めるべき。	・ その可能性は十分にある。実際、次順位や上位の業者の入札額は近い水準となっており、地元工事を受注したいという意欲が価格に反映されている面もあると思われる。 ・ 工事費は積算ソフト等により算出できるため、入札額が近い価格となったり、一定の間隔で並んだりすることはある程度起こり得るものと考えている。
5 経営体育成基盤整備事業 伊米ヶ崎中央 2 期 伊米ヶ崎中央 2 期地区第 16 次工事（魚沼地域振興局農業振興部） 【抽出理由：総合評価落札方式で逆転】 ・ 今回は 1 億円超の工事だが、総合評価落札方式はいくらから適用されるのか。 ・ 今回落札した業者の評価点が高かったのは、優秀な技術者を配置予定者としていたためなのか。また、その評価はどのような仕組みで行われるのか。 ・ 技術者個人の能力の高低は、どのように判断するのか。 ・ 地元企業の育成と競争性の確保を両立するため、制限付き一般競争入札の参加資格として「地域貢献地元企業であること」を条件に設定することは可能か。	・ 一般土木工事では、総合評価落札方式による一般競争入札の対象は、予定価格 7,000 万円以上の工事としている。今回の工事は予定価格が 1 億円を超えているため対象となった。 ・ 総合評価方式（技術者実績型）では、企業の工事成績だけでなく、配置予定技術者個人の工事成績も評価対象となる。過去に優秀な工事成績を収めた技術者を配置することで加算点が高くなり、評価点も高くなる仕組みである。 ・ 工事成績評定は、完成物の出来栄や施工管理などを総合的に評価を行っている。制度上、その工事成績を技術者評価の指標としている。 ・ 地域貢献地元企業を指定する地域保全型工事では最低制限価格制度を用いている一方、総合評価落札方式では低入札価格調査制度を用いている。最低制限価格制度と低入札価格調査制度は同一案件で併用せず、案件ごとにいずれか一方を適用

意見・質問	回答
- 要件設定の際に想定していた応札可能業者と比較して、実際の応札者数が大幅に少なかったが、その理由について考えられることはあるか。 - 応札者数が減少したのは、参加資格条件が厳しくなったことが原因ではないか。 6 一級河川飯田川 7年災河川災害復旧工事（上越地域振興局地域整備部上越東維持管理事務所） 【抽出理由：工事費内訳書確認実施】 - 意見、質問なし 7 県営地すべり対策事業・離島（防止工事・2号） 赤泊二期 蒔場区域第7－1次地質調査業務委託（佐渡地域振興局農林水産振興部） 【抽出理由：9者中2者最低制限価格未滿】 - 附属資料において、「どの業者がどの項目を誤り、その結果、どの金額となったのか」が分かりやすく示されており、本日のこれまでの案件と比べて理解しやすかった。このような資料であれば、追加の質問もほとんど必要ないと思う。 - 今回は2者に積算誤りがあったが、本件は特に積算を誤りやすい案件だったのか。	している。 - また、今回の案件では、参加資格要件として「魚沼市に主たる営業所を有すること」を設定しており、地元企業を対象としているため、地域性にも配慮している。 - 過去の同種工事と同程度の参加を見込んでいたが、実際の応札者数は8者にとどまった。工事規模は過去の同種工事と比較してやや大きくなったものの、参加資格要件は従来と比べて厳しくなっておらず、応札者数が少なかった明確な原因は把握していない。 - 参加資格要件は、「魚沼市に主たる営業所を有すること」及び「A級またはB級」としており、従来と比較して特に厳しくしたものではない。 林業の土地改良積算基準と林業積算基準では諸経費率が異なるため、その違いが影響した可能性がある。ただし、発注時には特別仕様書や設計書

意見・質問	回答
このような積算誤りは、過去にも頻繁に発生しているのか。	において基準を明確に区分して示しており、本来は誤りにくい内容である。今回は、何らかの手違いにより誤認が生じたものと考えている。 過去にはほとんど例がなく、今回のようなケースは珍しいと認識している。